

新潟県立看護大学研究費等の不正行為に関する通報窓口規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県立看護大学（以下「本学」という。）における競争的資金等（以下「研究費等」という。）の取り扱いに関して、本学における研究費等の研究活動の不正行為に関する通報窓口（以下「通報窓口」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究費用の研究活動の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、研究の立案・計画・実施・成果のとりまとめの過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 研究費の不正使用など、法令や関係規則に違反すること。

(通報窓口の設置)

第3条 通報窓口は、総務課に設置し、総務課長がその責任者となる。

- 2 責任者は、不正行為に関する通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

第4条 不正行為に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談によるものとする。

- 2 前項の通報は原則として、顕名により行われるものとし、被通報者名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的な根拠が示されなければならない。
ただし、匿名による通報であった場合においても、その内容によっては、顕名による通報に準じて取り扱うことができる。
- 3 不正行為が行われようとしているなどの通報等に対しては、責任者は、その内容を確認し、精査し、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前条第2項、前項の報告により調査等の要否の判断を行う場合については、新潟県立看護大学における研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱規程によるものとする。

(秘密保持)

第5条 通報窓口は、不正行為に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るため、個室での面談の実施若しくは担当職員以外が電話又はメールなどを見聞できないように適切な措置を講じなければならない。

- 2 通報窓口へ寄せられた不正行為に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、調査結果の公表まで、第三者に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(通報者・被通報者の保護)

第6条 本学は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。

2 本学は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、不利益な取り扱いを行ってはならない。

3 本学は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、不利益な取り扱いを行ってはならない。

制定 平成22年 3月

改定 平成27年 4月